

(派遣の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、派遣対象者が次の各号のいずれかに該

当するときは、介助員を派遣しないことができる。

- (1) 伝染病の疾患があると認められるとき。
- (2) 入院加療を要すると認められるとき。
- (3) その他派遣することが不相当と認められるとき。

(サービスの内容)

第5条 介助員が行なうサービスの内容は、次に各号に掲げるとおりとする。

- (1) 身の回りの世話
- (2) 入浴の介護
- (3) 身体の清拭・洗髪
- (4) 住居等の掃除及び整理整頓
- (5) 食事の世話
- (6) 衣類の洗濯・補修
- (7) 生活必需品の買い物
- (8) 医療機関・公共機関等との連絡及び通院・通所介助
- (9) 生活・身上に関する相談・助言
- (10) その他会長が特に必要と認める者

第6条 介助員の派遣回数・派遣時間及び派遣日等は、次に掲げるところによる。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 介助員の派遣回数は、対象世帯の家庭の状況等により決定するものとする。

(2) 介助員の派遣実施時間は、1時間単位を原則とし、対象世帯の家庭の状況等により決定するものとする。

(3) 介助員の派遣日及び派遣時間は、次に掲げる日を除く月曜日から金曜日までは、午前9時から午後4時までとし、土曜日にあつては、午前9時から午後0時30分までとする。

ア. 日曜日

イ. 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ. 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日

（派遣の申請）

第7条 介助員の派遣を受けようとするときは、対象世帯で生計を主として維持している者（以下「生計維持者」という。）は、派遣を受けようとする日の14日前までに家庭介助員派遣申請書（第1号様式）を会長に提出するものとする。

（派遣の決定等）

第8条 会長は前条に規定する申請書を受理したときは、対象世帯の家庭の状況等を調査し、介助員の派遣の適否、内容及び期間等を決定するものとする。

2. 会長は前項の規定により派遣を決定し、又は却下したときは、家庭介助員派遣決定（却下）通知書（第2号様式）により通知する。

3. 第1項に規定する期間は、派遣を決定した日からその日の属する年度終了日までとする。

(介助員の派遣)

第9条 会長は前条の規定により派遣を決定したときは、介助員を派遣するものとする。

2. 会長は前項の派遣に当たっては、家庭介助員派遣日程表を作成し介助員の派遣事業の効果的な運用を図るものとする。

(派遣事項の変更取消し等)

第10条 生計維持者は、第8条第2項の規定により派遣決定を受けた事項又は既に派遣を受けている事項を変更し又は中止しようとするときは、家庭介助員派遣変更(中止)申請書(第3号様式)を会長に提出しなければならない。

2. 前項の申請書の提出については、会長が緊急やむを得ないと認めるときに限り、事後に提出することができる。

3. 次に掲げる事項に該当すると認められるときは、派遣の決定を取り消すものとする。

(1) 介助員に対して暴行・脅迫等の非行があったとき、又はその恐れがあるとき。

(2) 介助員の正常な業務を行なうために支障があるなど派遣対象者となることが不相当と認められるとき。

(費用の負担)

第11条 生計維持者は、介助員の派遣を受けたときは、次条に規定する費用を負担するものとする。

2. 会長は、生計維持者が前項の費用を負担することが困難であると認められる特別な理由があるときは、負担すべき費用の全部又は一部を免除することができる。

(費用負担額の決定)

第12条 介助員に要する費用(以下「費用負担額」という。)は、派遣を行なった日ごとに家庭介助員派遣状況調書(第4号様式)に記載された実施時間数の合計に、別表に掲げる1時間当たりの負担額を乗じて得た額とする。

2. 実施時間は、派遣世帯に訪問したときを始期とし、辞したときを終期として算定する。

3. 会長は前項の規定により費用負担額を決定したときは、派遣を行なった月ごとにとりまとめ、翌月の15日までに家庭介助員派遣費用負担額決定通知書(第5号様式)に納入通知書を添えて生計維持者に通知する。

(費用負担額の減免)

第13条 第11条第2項の規定により費用負担額の全部又は一部の免除を受けようとする生計維持者は家庭介助員派遣費用負担額減免申請書(第6号様式)を会長に提出しなければならない。

2. 会長は、前項に規定する申請書を受理したときは、申請書の内容を審査してその適否を決定し、家庭介助員派遣費用負担額減免決定(却下)通知書(第7号様式)により通知する。

3. 前項に規定する費用負担額の減免を受けることができる場合は、生計維持者等がおおむね過去1年の間、次に掲げる事由のいずれかに該当するときとする。

(1) 震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、財産等に著しい損害を受けたとき。

(2) 疾病又は負傷により長期入院又は死亡したとき。或は心身に重大な障害を受けたとき。

(3) 干ばつ・不漁・事業等の休廃止、失業その他これらに類する事情により収入が著しく減少したとき。

(4) その他会長が特に必要と認めたとき。

4. 第一項の規定による費用負担額の減免申請書には、前項各号のいずれかの事由に該当することを明らかにすることができる書類の提示を求めることができる。

5. 第1項の規定による費用負担額の減免を受けることができる期間は、減免しようとする日から1年を限度として定めるものとする。

(家庭介助員の選考)

第14条 介助員は、次の要件を備えているもののうちから選考するものとする。

(1) 心身ともに健全であること。

(2) 福祉に関し、理解と熱意を有すること。

(3) 家事・介護の経験と相談・助言の能力を有すること。

(家庭介助員の研修)

第15条 介助員の採用時に当たっては、採用時研修を実施するとともに、定期研修を年1回以上実施するものとする。

(家庭介助員の業務)

第16条 介助員は、第5条に規定するサービスを行なったときは、家庭介助員派遣状況書の確認欄に生計維持者の確認を受けるものとする。

2. 介助員は、家庭介助員派遣業務日誌(第8号様式)にサービスの内容等を記録し、整理しなければならない。